栃木県地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

栃木県地区においては、令和2年12月25日からタクシー運賃の改定を実施(改定率10.89%)いたしましたが、これによる令和4年1月から6月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

88社

(注)集計事業者は、役員のみが乗務する事業者等10社を除く78社である。

2 平均増収率

16.69%

(注) 平均増収率は、次の算式により算出。

3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

11.24%

改定前1人平均給与月額	改定後1人平均給与月額		
(令和2年1月から同年6月)	(令和4年1月から同年6月)		
176,231円	196,047円		

(注) 一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4 改定による賃金改善率の分布 (一般運転者1人平均)

15%以上	10%以上	5%以上	0%以上	-5%以上	-10%以上	-10%	計
10/05人工	15%未満	10%未満	5%未満	0%未満	-5%未満	未満	П
6 社	12社	40社	20社	0社	0社	0社	78社

(注)賃金改善率は、次の算式により算出。

令和4年1月から同年6月の運転者一人当たり平均給与月額

- \times 100-100

令和2年1月から同年6月の運転者一人当たり平均給与月額

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況(一般運転者に限る。)

103%	102%以上	101%以上	100%以上	99%以上	98%以上	97%以上	96%以上
以上	103%未満	102%未満	101%未満	100%未満	99%未満	98%未満	97%未満
17社	5社	7社	11社	4社	2社	0 社	1社

95%以上 96%未満	95%未満	計
2社	29社	78社

(注)賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

令和4年1月から同年6月の

令和2年1月から同年6月の

賃金支給総額 同時期の営業収入 賃金支給総額 同時期の営業収入

- × 100

6 その他

(1) 労働者負担の軽減

・労働者負担に変更がない事業者数

2社

・労働者負担を採用していない事業者数

76社

(2) 手当類の創設・拡充・・・・ 詳細は別記1のとおり

・新しく手当を創設した事業者数

1 社

・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数

1社

(3) その他・・・・ 詳細は別記2のとおり

その他運賃改定に伴い改善を行った事業者数

14社

<問い合わせ先>

(一社)栃木県タクシー協会

担当者 鉢村

連絡先 028-658-2416

<配布先>

関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)

別記

- 1 手当類の創設・拡充
- (1) 新設された手当類

・皆勤手当、無事故手当 1社

(2) 拡充された手当類

・稼働手当1 社

2 その他

・労働時間の短縮 12社

・給与規定の見直し 2社